●被措置児童等虐待の状況について【令和 4 年度分】

1. 届出・通告受理の状況

	虐待事実が認め られた件数		虐待事実の判断に 至らなかった件数	調査中
10件	5件	3件	1件	1件

^{※1}件の届出・通告の中に複数の事案が含まれている場合があり、届出・通告受理件数と虐待 事実の認定等件数は合致しません。

2. 被措置児童等虐待の状況

施設種別	虐待の類型	施設職員等の種別	被害児童数
社会的養護関係施設	身体的虐待	指導職員	4名
	心理的虐待		
里親等	身体的虐待	同居人	1名
障害児施設等	_	_	_
一時保護施設等			

※施設等の種別

【社会的養護関係施設】乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

【里親等】 里親、小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)

【障害児施設等】 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関

【一時保護施設等】 児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者

3. 県が講じた措置

- ・文書による指導 5件
- ・文書及び口答指導 1件
- ※調査の結果、虐待の事実が認められなかった事案等についても、施設等に対し、 注意喚起、助言等を実施。

このページに関するお問い合わせ先

福祉保健部 福祉保健政策局 子ども未来課 電 話 073-441-2490 FAX 073-441-2491